

三原市浄化槽取扱指導要綱

平成20年3月28日

要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年広島県条例第14号。以下「県条例」という。）その他関係法令に定めるもののほか、浄化槽の事務の取扱い並びに工事、保守点検、清掃及び法定検査に関する必要な指導事項を定め、公共用水域等の水質の保全の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽並びに浄化槽法第2条第1号、同法第3条の2及び浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 水洗し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 水洗し尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）とを併せて処理する浄化槽をいう。
- (4) 建築確認申請 建築基準法第6条第1項の規定による建築主事への確認の申請、同法第6条の2第1項の規定による国土交通大臣又は知事が指定した者への確認の申請及び同法第18条第2項の規定による建築主事への通知をいう。なお、いずれの場合も同法第87条第1項において準用する場合を含む。
- (5) 設置等届 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をいう。
- (6) 公共浄化槽設置計画 浄化槽法第12条の5第1項の規定による浄化槽の設置に関する計画をいう。
- (7) 公共浄化槽設置同意 浄化槽法第12条の5第4項の規定による浄化槽の設置に関する計画の協議の同意をいう。
- (8) 設置者 建築確認申請を行い、浄化槽を設置しようとする者及び浄化槽法第

5条第1項若しくは同法第12条の5第1項の規定により浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者をいう。

(9) 浄化槽工事業者 浄化槽法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者及び浄化槽法第33条第3項の届出をして浄化槽工事業を営む者をいう。

(10) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者, 占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。

(11) 浄化槽保守点検業者 県条例第3条第1項の規定により, 浄化槽保守点検業者の登録を受けて, 浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(12) 浄化槽清掃業者 浄化槽法第35条第1項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。

(13) 指定検査機関 浄化槽法第57条に基づき広島県知事が指定した検査機関をいう。

(協力体制)

第3条 関係団体は、浄化槽についての正しい知識の普及啓発等に努め、市が求めることに協力するものとする。

(浄化槽の計画流入汚水量等)

第4条 浄化槽の計画流入汚水量及び流入汚水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）負荷量の算定に当たっては、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JISA3302）」（以下「JIS」という。）の処理対象人員算定式の設定基準となった建築用途別の汚水量及び排水BOD値を標準とする。

2 同一敷地内の複数の建築物については、原則として複数の浄化槽を設置しないものとする。ただし、地理的条件等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 住宅に設置する浄化槽の処理対象人員を算定する場合において、当該住宅が、住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書適用基準（以下「ただし書適用基準」という。）1に定める対象住宅に該当するときは、JIS2ただし書の規定を適用し、ただし書適用基準2に定める算定方法を用いることができる。

(設置場所及び放流先)

第5条 浄化槽の設置場所及び放流先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 処理方式、処理能力等を勘案して十分な敷地があること。
- (2) マンホールがいつでも開閉できる等維持管理に支障がない場所であること。
- (3) 浄化槽の中へ工場排水等特殊な排水、雨水等が流入しない場所であること。
- (4) 飲料用井戸からおおむね5メートル以上離れた場所であること。
- (5) 水洗便所に用いる洗浄水を十分確保できる地域であること。
- (6) 下水道等の集合処理施設の処理区域内又は下水道認可区域若しくは下水道を除く集合処理施設の計画区域内で近い将来下水道等の集合処理施設の供用開始が見込まれる地域を除いた地域であること。
- (7) 放流先は、環境衛生上又は利水上支障がない場所であること。

(合併処理浄化槽の設置推進)

第6条 設置者及び関係団体は、生活排水を処理し、公共用水域における水質汚濁のより一層の低減を図るため、市と協力して、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進に努めるものとする。

(設置手続等)

第7条 浄化槽の設置手続等は、関係法令の規定によるほか、次によるものとする。

- (1) 提出部数 建築確認申請及び設置等届は、正本2部及び副本1部を提出すること。ただし、浄化槽第12条の5第1項の設置計画（様式第7号及び様式第8号）にあっては、正本1部及び副本1部を提出すること。
- (2) 建築確認申請及び設置等届並びに公共浄化槽設置計画の添付書類 それぞれ関係法令の規定による書類及び図面のほか、次に掲げるものを添付すること（コ及びシは、正本1部に添付すること。）。

ア 建築基準法第68条の10第1項に基づく型式適合認定書等浄化槽の構造がわかる書面

イ 浄化槽を工場において製造している場合には、浄化槽法第13条の認定書の写し。ただし、同法第16条による更新を受けたものについては、その認定書の写し

ウ 建築基準法施行令第35条第1項に基づく認定を受けている場合には、その認定書の写し。ただし、この認定を受けていることが、他の書類で確認できる場合には、添付を必要としない。

エ 誓約書（様式第1号）

オ 処理対象人員算定表

- カ 給排水管図（排水勾配を付記したもの）
- キ 敷地内の建築物及び浄化槽の配置図
- ク 建築物の各階平面図（各室の用途を記載したもの）
- ケ 付近見取図（河川又は主要下水路への放流経路を記入したもの）
- コ 浄化槽設置管理票（様式第2号）
- サ 建売住宅等の場合は、建売住宅等売買契約に係る引き継ぎ誓約書（様式第3号）
- シ 浄化槽法第7条に規定する水質に関する検査の浄化槽法定検査依頼書（様式第4号）
- ス 住宅に設置する浄化槽に係る処理対象人員の算定について、第4条第3項の規定の適用を受けようとする場合は、ただし書適用基準3に定める添付書類

(3) 公共浄化槽設置同意 浄化槽法第12条の5第4項の規定による浄化槽の設置に関する計画に同意する場合は、様式第9号により通知し、同意しない場合は、様式10号により通知する。

(4) 浄化槽使用開始報告書の添付書類

- ア 浄化槽保守点検業務委託契約書の写し
- イ 浄化槽清掃委託契約書の写し

(5) 浄化槽使用廃止届の添付書類 浄化槽使用廃止届補足説明書（様式第5号）

(6) その他設置等届の提出等の手続について、その行為を取りやめたときは、速やかに市長へ報告するものとする。

(7) 軽微な変更の届出（構造又は規模の変更を除く届出） 市長が必要と認める書類を添付して、様式第6号に準じて届出すること。

（浄化槽の工事）

第8条 浄化槽工事業者は、建築確認申請又は設置等届がなされていることを確認したうえで、浄化槽法に定める浄化槽工事の技術上の基準に従うほか、次の事項を遵守し、浄化槽工事を行うものとする。

- (1) 浄化槽に関する法令及びこの要綱に定める要件に適合していること。
- (2) 届出書の記載事項に適合していること。
- (3) 槽の材料、仕上げ及び据付けの状態が適切であること。
- (4) 取付部品が正しく取り付けられていること。

- (5) スラブ及びマンホールの設置が適切であること。
- (6) 送気口及び排気口の設置が適切であること。
- (7) 放流口が適正な位置にあること。
- (8) 各部分の水平状態及び水位の関係並びに導入及び排水勾配が適当であること。
- (9) 漏水のないこと。
- (10) 槽内に不用物がないこと。
- (11) 各部分に損傷がないこと。
- (12) ポンプ及び送風機が正常に作動すること。
- (13) ディフューザ（散気装置）及び機械装置が正常に作動すること。
- (14) 薬剤の補充が容易であること。
- (15) 電気設備の保安が確保されていること。
- (16) 騒音及び振動に係る防止装置が適切であること。

（浄化槽の使用，保守点検等）

第9条 浄化槽管理者，浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は，浄化槽の適正な維持管理を実施するため，次の事項を遵守するものとする。

- (1) 保守点検については，浄化槽法第10条に規定する回数及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第7条に規定する保守点検の回数を遵守するとともに，浄化槽保守点検業者が規定回数を超えて保守点検を実施する場合には，その必要性，作業内容等を詳細に浄化槽管理者に説明すること。
- (2) 清掃については，浄化槽法第10条に規定する回数及び環境省関係浄化槽法施行規則第7条に規定する清掃の回数を遵守するとともに，浄化槽清掃業者が規定回数を超えて清掃を実施する場合には，その必要性，作業内容等を詳細に浄化槽管理者に説明すること。
- (3) 処理対象人員が500人以下の浄化槽にあつては，浄化槽管理者は，その保守点検について，原則として，浄化槽保守点検業者に委託すること。なお，スクリーン付着物の除去及び消毒剤の補充は，必要に応じて行なうこと。
- (4) 浄化槽管理者，浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者が一般的に行う維持管理は，環境省関係浄化槽法施行規則第1条に規定する準則並びに同令第2条及び第3条に規定する技術上の基準によること。
- (5) 浄化槽清掃業者は，浄化槽法第9条により清掃の終了後浄化槽管理者の承諾を得て，清掃済証を門戸又は見えやすい場所に掲示すること。

(浄化槽の法定検査)

第10条 指定検査機関は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項の規定による水質に関する検査（以下「検査」という。）は、浄化槽稼働中に実施するように努めること。
- (2) 浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告は、市長に対し、浄化槽法定検査結果等報告書（様式第11号）により行うこと。
- (3) 検査の終了後、浄化槽管理者の承諾を得て、法定検査済証を門戸又は見えやすい場所に掲示すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月28日三原市要綱第59号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日三原市要綱第10号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日三原市要綱第59号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様

設置者 住所（〒 ー ）

氏名

⑩

〔 法人にあっては主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名 〕

誓 約 書

この度、私が設置する浄化槽については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、浄化槽関係法令及び三原市浄化槽取扱指導要綱を遵守するとともに、放流先等の関係者との間に紛争が生じないように努め、紛争が生じた場合は、責任をもって解決し、万全の措置をとることを誓約します。

【浄化槽法抜粋】

（設置後等の水質検査）

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者が当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

（浄化槽管理者の義務）

第十条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

（定期検査）

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

年 月 日

様

建売業者等 住所（〒 ー ）

氏名

印

〔 法人にあっては主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名 〕

建売住宅等売買契約に係る引き継ぎ誓約書

この度，建売住宅等を建設し，次の浄化槽を設置するにあたり，生活環境の保全及び公衆衛生の向上を期するため，次のとおり誓約します。

設置場所

誓約事項

- 1 売渡しに際し，審査済みの浄化槽設置届出書を購入者に引き継ぎ，永久保存が必要であることを説明すること。
- 2 購入者に，浄化槽の管理に必要な資料を配布するなどし，浄化槽の機能，使用方法のほか，保守点検，清掃並びに浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査の受検等浄化槽管理者の義務について説明すること。
- 3 購入者に，浄化槽使用開始報告書，浄化槽管理者変更報告書を配布し，三原市長（生活環境課）へ提出する必要があることを説明すること。
- 4 購入者に，浄化槽法第7条に規定する水質検査の依頼書を，浄化槽設置届出に添付し，提出していることを説明すること。

公益社団法人 広島県環境保全センター 御中

設置者 住 所（〒 - ）

氏 名 ㊟

〔 法人にあっては主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

〔 官公署，事業者等の場合は連絡担当者の氏名，部署名をご記入ください。
担当者 部課名
氏 名 〕

浄化槽法定検査依頼書

浄化槽法第7条第1項の規定により，次のとおり浄化槽の水質検査を依頼します。

使用開始予定年月日 年 月 日

氏名又は名称	設置場所	人槽	単独・合併の区分	建物の用途	備考
			合併		

設置場所の付近見取図（近くに目標となるような建物がありましたら御記入ください。）

浄化槽使用廃止届補足説明書

この度使用廃止を届け出る浄化槽の届出者等については、次のとおりです。

浄化槽設置届出者等	
設置届出等年月日	年 月 日
浄化槽型式	
人 槽	人槽
建物名称 (10人槽以上の場合記載)	

注) 把握している項目について記載すること。

三原市長 様

設置者 住所（〒 - ）

氏名

浄化槽設置届出書の記載内容の変更について

このことについて、変更しますので次のとおり届け出ます。

設 置 場 所			
受理年月日		年 月 日	
変 更 内 容	項 目	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由			

公共浄化槽設置計画書

年 月 日

(受信者名) 様

三原市長

公共浄化槽を設置したいので、浄化槽法第12条の5第4項の規定により次のとおり協議します。

1. 設置場所の地名地番			
2. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3. 当該浄化槽において処理する尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
4. 処理対象人員及び算定根拠	人		
5. 規模及び能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
6. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()		
7. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
8. 着工予定年月日	年 月 日	9. 設置予定年月日	年 月 日
10. 使用開始予定年月日	年 月 日		
11. 付近の見取図			
12. 排水設備の概要			
13. 建築確認申請の要否	① 必要 ② 不要		
14. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

- (注意) 1. 2欄, 6欄及び13欄は, 該当する事項を○で囲むこと。
 2. 9欄は, 市が法第12条の7に基づき行う設置完了の通知予定年月日を記載すること。
 3. 11欄は, 設置位置, 放流経路, 放流先, 方位, 道路及び目標となる地物を明示すること。
 4. 12欄は, 市が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設を設置する場合に排水設備の概要(排水設備の予定位置及び設置予定年月日)を記入すること。
 5. 14欄は, 処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

公共浄化槽変更計画書

年 月 日

(受信者名) 様

三原市長

公共浄化槽の設置計画を変更したいので、浄化槽法第12条の5第5項の規定により次のとおり協議します。

1. 設置場所の地名地番			
2. 設置計画書提出日			
3. 変更の内容及び理由			
4. 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
5. 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m ²
6. 処理対象人員及び算定根拠			人
7. 規模及び能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
8. 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()		
9. 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号		
10. 着工予定年月日	年 月 日	11. 設置予定年月日	年 月 日
12. 使用開始予定年月日	年 月 日		
13. 付近の見取図			
14. 排水設備の概要			
15. 建築確認申請の要否	① 必要 ② 不要		
16. その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

- (注意)
1. 4欄, 8欄及び15欄は, 該当する事項を○で囲むこと。
 2. 11欄は, 市が法第12条の7に基づき行う設置完了の通知予定年月日を記載すること。
 3. 13欄は, 設置位置, 放流経路, 放流先, 方位, 道路及び目標となる地物を明示すること。
 4. 14欄は, 市が建築物の汚水を浄化槽に流入させるために必要な污水管その他の排水施設を設置する場合に排水設備の概要(排水設備の予定位置及び設置予定年月日)を記入すること。
 5. 16欄は, 処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

三原市長 様

(発信者名) 印

公共浄化槽の設置計画（設置計画の変更）について（通知）

浄化槽法第12条の5第4項（第5項）の規定により 年 月 日付けで協議のあった下記公共浄化槽の設置計画（設置計画の変更）については、審査したところ内容が相当であると認めるので同意します。

收受日	年 月 日
設置場所	
処理対象人員	

三原市長 様

(発信者名) 印

公共浄化槽の設置計画（設置計画の変更）について（通知）

浄化槽法第12条の5第4項（第5項）の規定により 年 月 日付けで協議のあった下記公共浄化槽の設置計画（設置計画の変更）については、審査したところ改善が必要であるため、同意できません。

收受日	年 月 日
設置場所	
処理対象人員	
改善が必要な事項	

三 原 市 長 様

（指定検査機関の長）

浄化槽法定検査結果等報告書

浄化槽法第7条第2項及び法第11条第2項の規定に基づき、検査を実施した浄化槽等について、添付資料のとおり報告します。

実施等期間	年 月 日 ～ 年 月 日
-------	---------------

報告数（件）		
内 訳 （ 件）	適正（A）	
	おおむね適正（B）	
	* ¹ 不適正（C）	
	* ² 検査未受検（X）	

*¹総合判定が不適正の浄化槽については、浄化槽法定検査結果書の写しを添付すること。

*²1年度の間検査を受けなかった浄化槽は当該年度検査未受検とし、実施等期間3月31日を含む報告書で報告すること。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。